

質問に対する回答書
件名) 上信越自動車道 高崎管内橋梁補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告一別紙1 随意契約条件	<p>入札公告一別紙1 随意契約条件に関して、「本工事と後発工事の合算額に相当する諸経費を算出し」とあります が、</p> <p>ここでいう後発工事というのは後発1件目のことでしょうか？それとも後発2件目も含まれており、後発2件目 に関しては、</p> <p>本工事・後発1件目・後発2件目の合算額に相当する諸 経費を算出し、諸経費率が下がるということでしょうか？</p>	<p>「入札公告（説明書）別紙1 随意契約条件」に記載する後発工事は、「入札公告（説明書）2-4. 継続 契約方式における後発工事」に記載されたすべての 後発工事を指します。</p> <p>後発工事の諸経費については、「入札公告（説明 書）別紙1 随意契約条件」の表中「諸経費調整」 に記載のとおり、本工事と後発工事の合算額に相当 する諸経費を算出し、継続契約方式により調達する 工事のうち契約済工事の諸経費相当額を差し引いて 算出します。</p>
2	入札公告一別紙1 随意契約条件	<p>入札公告一別紙1 随意契約条件に関して、「後発工事に は、本工事の落札率を考慮する。」とありますが、</p> <p>ここでいう後発工事というのは後発1件目のことでしょうか？それとも後発2件目も含まれており、後発2件目 に関しては、</p> <p>本工事・後発1件目の落札率が反映されるということ でしょうか？</p>	<p>「入札公告（説明書）別紙1 随意契約条件」に記載する後発工事は、「入札公告（説明書）2-4. 継続 契約方式における後発工事」に記載されたすべての 後発工事を指します。</p> <p>後発工事の随意契約については、「入札公告（説明 書）別紙1 随意契約条件」の表中「落札率」に記載 のとおり、本工事の落札率を考慮します。</p>
3	入札公告一別紙1 随意契約条件	<p>入札公告一別紙1 随意契約条件に関して、「本工事と後 発工事の合算額に相当する諸経費を算出し」とあります が、</p> <p>本工事の対象請負金額は当初請負金額だけでなく、変更 後の変更請負金額も対象となり、後発1件目に関して は、</p> <p>本工事（変更請負金額）・後発1件目の合算額に相当 する諸経費を算出し、後発2件目に関しては、</p> <p>本工事（変更請負金額）・後発1件目（変更請負金 額）・後発2件目の合算額に相当する諸経費を算出する ということでしょうか？</p>	<p>諸経費の調整方法については、「入札公告（説明 書）別紙1 随意契約条件」に示すとおりです。 なお、諸経費の調整方法の詳細については、後発工 事の設計図書等において提示いたします。</p>